

1. 自然再生の対象となる地区

1.1 野川流域の概要と自然再生の対象となる地区

- ・本自然再生事業の事業対象地区は、「野川第一調節池、第二調節池、野川（小金井新橋～二枚橋）」とする。
- ・しかし、自然再生を行うために必要となる資源（水）が事業対象地区だけでは十分確保できないことや自然環境の連続性を検討する必要があることから、事業対象地区に「関連する地区」を設けた。
- ・関連する地区：上記の対象地と関わりの深い、はけの森、武蔵野公園、及び過去に対象地区の水田へ給水していた湧水・用水路等

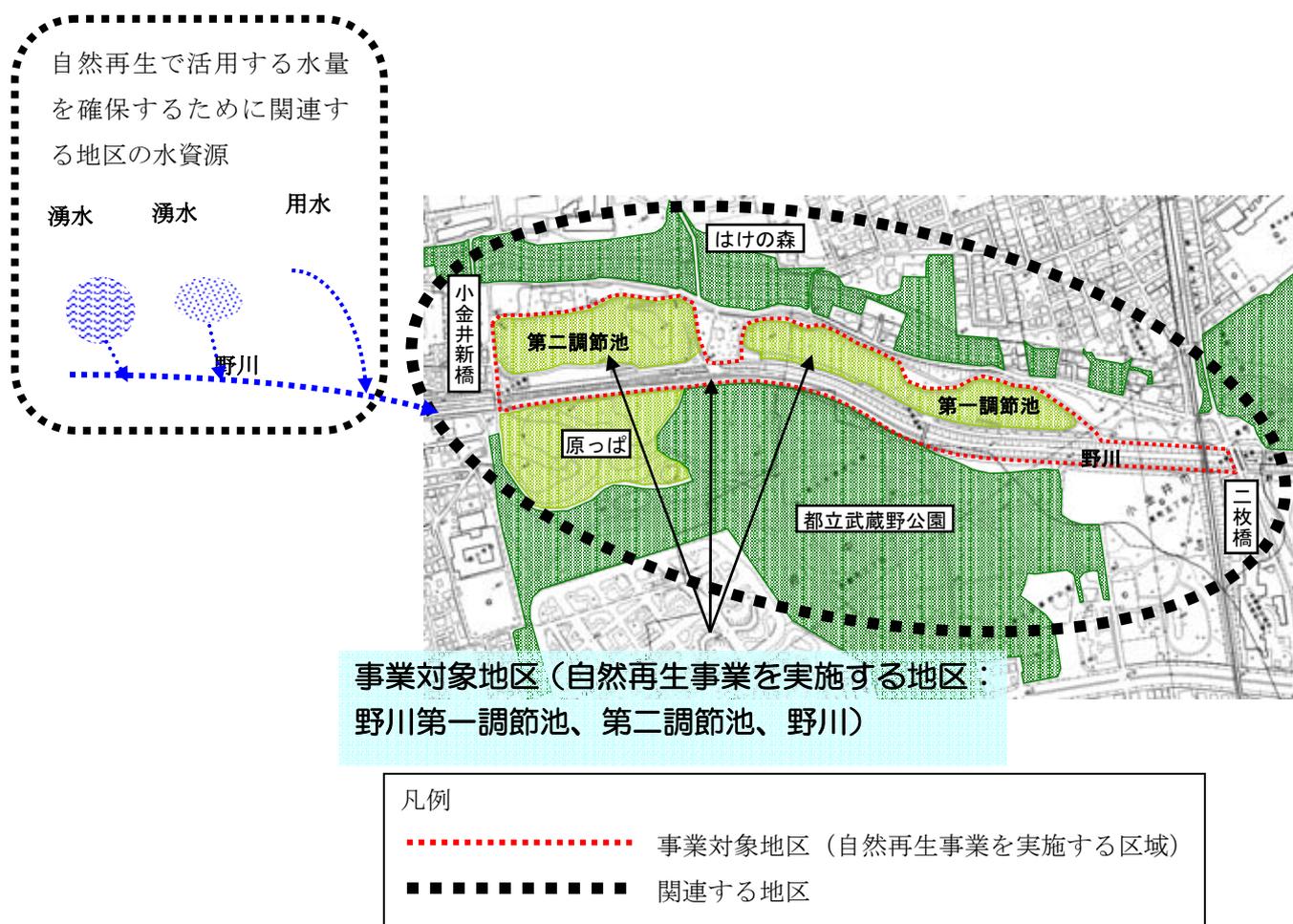


図-1.1.1 事業対象地区と関連する地区の位置

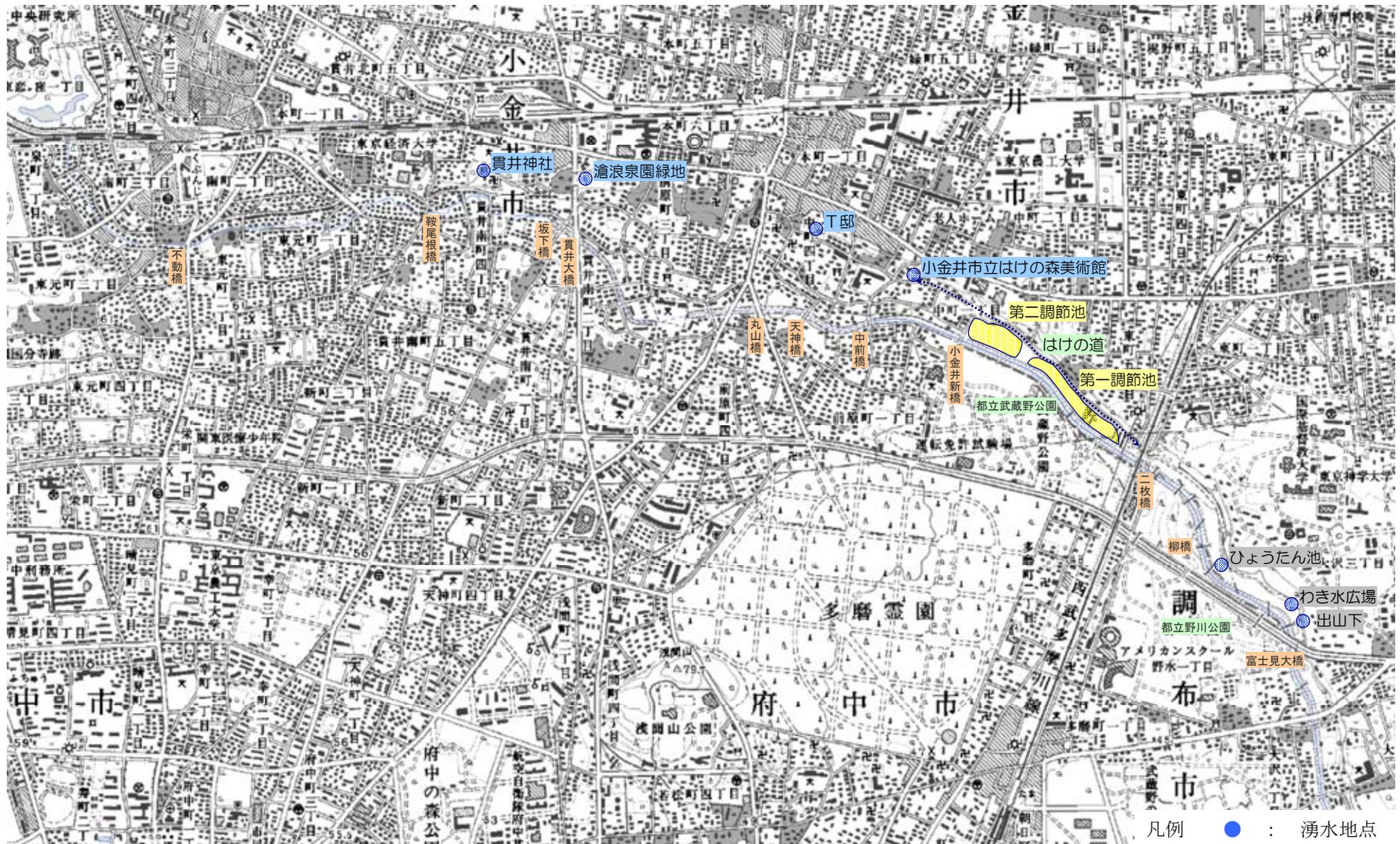


図-1.1.2 事業対象地区周辺の主要な湧水地点等の位置図